

各位

## 福岡県信用保証協会

専務理事 山崎 巖

### 協調支援型特別保証制度の取扱開始について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は当協会の業務につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年3月14日から新たな保証制度として、原材料価格の高騰、物価高、人手不足等の影響を受ける中小企業者に対し、金融機関のプロパー融資と保証付き融資を組み合わせることなどにより金融仲介機能の一層の強化を図り、人手不足に対応するための省力化投資による中小企業者の経営の安定や事業の発展など多岐にわたる経営課題解決への取組に資することを目的とする保証制度の要綱を下記のとおり制定し、取扱いを開始しますので、ご通知いたします。

#### 記

#### 1. 制定する要綱

協調支援型特別保証制度要綱

#### 2. 実施日

令和7年3月14日から令和10年3月31日（保証協会保証申込受付日基準）

本通知に関するお問い合わせ先  
企業支援部業務企画課  
（担当 田島・楠本）  
TEL 092-415-2609

制 度 名	協調支援型特別保証制度																																																																																																																																																																																									
制 度 コ ー ド	3 9 7 9 4 1	協 調 特 別 1	3 9 7 9 4 2	協 調 特 別 2	3 9 7 9 4 3	協 調 特 別 3	3 9 7 9 4 4	協 調 特 別 4																																																																																																																																																																																		
目 的	原材料価格の高騰、物価高、人手不足等の影響を受ける中小企業者に対し、金融機関のプロパー融資と保証付き融資を組み合わせることなどにより金融仲介機能の一層の強化を図り、人手不足に対応するための省力化投資による中小企業者の経営の安定や事業の発展など多岐にわたる経営課題解決への取組に資することを目的とする。																																																																																																																																																																																									
対象となる保証	一般関係の普通保険、無担保保険																																																																																																																																																																																									
申込人資格要件	次の（１）または（２）のいずれかに該当する中小企業者。 （１）申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の１割以上（融資期間１２か月以上）のプロパー融資を受けること。 （２）申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。																																																																																																																																																																																									
保証限度額	２億８，０００万円																																																																																																																																																																																									
保証割合	８０％保証（責任共有対象）																																																																																																																																																																																									
対象資金	事業資金（運転資金、設備資金）																																																																																																																																																																																									
保証期間	１０年（一括返済の場合は１年以内） （据置１年以内、ただし、設備資金、運転設備資金の場合は据置３年以内）																																																																																																																																																																																									
返済方法	一括返済又は分割返済																																																																																																																																																																																									
担 保	必要に応じ																																																																																																																																																																																									
保 証 人	必要に応じ																																																																																																																																																																																									
信用保証料	<p>保証協会保証申込受付日に応じて保証料率が変動。 要件（１）については１年目が１／２相当、２年目が１／３相当、３年目は１／４相当の保証料を国が補助。 要件（２）については、１／４相当の保証料を国が補助。（補助率は３年間不変）</p> <p>(i) 要件（１） １年目（令和７年３月１４日～令和８年３月３１日）（単位：％）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> <th>財務無し</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料率</td> <td>1.90</td> <td>1.75</td> <td>1.55</td> <td>1.35</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td>0.80</td> <td>0.60</td> <td>0.45</td> <td>1.15</td> </tr> <tr> <td>保証料補助率</td> <td>0.95</td> <td>0.87</td> <td>0.77</td> <td>0.67</td> <td>0.57</td> <td>0.50</td> <td>0.40</td> <td>0.30</td> <td>0.22</td> <td>0.57</td> </tr> <tr> <td>事業者負担</td> <td>0.95</td> <td>0.88</td> <td>0.78</td> <td>0.68</td> <td>0.58</td> <td>0.50</td> <td>0.40</td> <td>0.30</td> <td>0.23</td> <td>0.58</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ii) 要件（１） ２年目（令和８年４月１日～令和９年３月３１日）（単位：％）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> <th>財務無し</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料率</td> <td>1.90</td> <td>1.75</td> <td>1.55</td> <td>1.35</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td>0.80</td> <td>0.60</td> <td>0.45</td> <td>1.15</td> </tr> <tr> <td>保証料補助率</td> <td>0.63</td> <td>0.58</td> <td>0.51</td> <td>0.45</td> <td>0.38</td> <td>0.33</td> <td>0.26</td> <td>0.20</td> <td>0.15</td> <td>0.38</td> </tr> <tr> <td>事業者負担</td> <td>1.27</td> <td>1.17</td> <td>1.04</td> <td>0.90</td> <td>0.77</td> <td>0.67</td> <td>0.54</td> <td>0.40</td> <td>0.30</td> <td>0.77</td> </tr> </tbody> </table> <p>(iii) 要件（１） ３年目（令和９年４月１日～令和１０年３月３１日）（単位：％）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> <th>財務無し</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料率</td> <td>1.90</td> <td>1.75</td> <td>1.55</td> <td>1.35</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td>0.80</td> <td>0.60</td> <td>0.45</td> <td>1.15</td> </tr> <tr> <td>保証料補助率</td> <td>0.47</td> <td>0.43</td> <td>0.38</td> <td>0.33</td> <td>0.28</td> <td>0.25</td> <td>0.20</td> <td>0.15</td> <td>0.11</td> <td>0.28</td> </tr> <tr> <td>事業者負担</td> <td>1.43</td> <td>1.32</td> <td>1.17</td> <td>1.02</td> <td>0.87</td> <td>0.75</td> <td>0.60</td> <td>0.45</td> <td>0.34</td> <td>0.87</td> </tr> </tbody> </table> <p>(iv) 要件（２）（令和７年３月１４日～令和１０年３月３１日）（単位：％）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> <th>財務無し</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料率</td> <td>1.90</td> <td>1.75</td> <td>1.55</td> <td>1.35</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td>0.80</td> <td>0.60</td> <td>0.45</td> <td>1.15</td> </tr> <tr> <td>保証料補助率</td> <td>0.47</td> <td>0.43</td> <td>0.38</td> <td>0.33</td> <td>0.28</td> <td>0.25</td> <td>0.20</td> <td>0.15</td> <td>0.11</td> <td>0.28</td> </tr> <tr> <td>事業者負担</td> <td>1.43</td> <td>1.32</td> <td>1.17</td> <td>1.02</td> <td>0.87</td> <td>0.75</td> <td>0.60</td> <td>0.45</td> <td>0.34</td> <td>0.87</td> </tr> </tbody> </table> <p>※担保割引・会計参与設置会社割引は対象外。 ※国の保証料補助は当初保証料のみであり、条件変更に伴い追加で生じる変更保証料については事業者負担。 ※事業者選択型経営者保証非提供制度の対象となるが、上乘せ分の保証料については補助対象外。</p>										区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	財務無し	保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.15	保証料補助率	0.95	0.87	0.77	0.67	0.57	0.50	0.40	0.30	0.22	0.57	事業者負担	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23	0.58	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	財務無し	保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.15	保証料補助率	0.63	0.58	0.51	0.45	0.38	0.33	0.26	0.20	0.15	0.38	事業者負担	1.27	1.17	1.04	0.90	0.77	0.67	0.54	0.40	0.30	0.77	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	財務無し	保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.15	保証料補助率	0.47	0.43	0.38	0.33	0.28	0.25	0.20	0.15	0.11	0.28	事業者負担	1.43	1.32	1.17	1.02	0.87	0.75	0.60	0.45	0.34	0.87	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	財務無し	保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.15	保証料補助率	0.47	0.43	0.38	0.33	0.28	0.25	0.20	0.15	0.11	0.28	事業者負担	1.43	1.32	1.17	1.02	0.87	0.75	0.60	0.45	0.34	0.87
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	財務無し																																																																																																																																																																																
保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.15																																																																																																																																																																																
保証料補助率	0.95	0.87	0.77	0.67	0.57	0.50	0.40	0.30	0.22	0.57																																																																																																																																																																																
事業者負担	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23	0.58																																																																																																																																																																																
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	財務無し																																																																																																																																																																																
保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.15																																																																																																																																																																																
保証料補助率	0.63	0.58	0.51	0.45	0.38	0.33	0.26	0.20	0.15	0.38																																																																																																																																																																																
事業者負担	1.27	1.17	1.04	0.90	0.77	0.67	0.54	0.40	0.30	0.77																																																																																																																																																																																
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	財務無し																																																																																																																																																																																
保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.15																																																																																																																																																																																
保証料補助率	0.47	0.43	0.38	0.33	0.28	0.25	0.20	0.15	0.11	0.28																																																																																																																																																																																
事業者負担	1.43	1.32	1.17	1.02	0.87	0.75	0.60	0.45	0.34	0.87																																																																																																																																																																																
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	財務無し																																																																																																																																																																																
保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.15																																																																																																																																																																																
保証料補助率	0.47	0.43	0.38	0.33	0.28	0.25	0.20	0.15	0.11	0.28																																																																																																																																																																																
事業者負担	1.43	1.32	1.17	1.02	0.87	0.75	0.60	0.45	0.34	0.87																																																																																																																																																																																
貸付利率	金融機関所定利率																																																																																																																																																																																									
申込方法	金融機関経由保証に限る																																																																																																																																																																																									
添付資料	申込人資格要件申告書兼誓約書 経営行動計画書（要件（２）の場合）																																																																																																																																																																																									

金融機関の責務	<p>申込人資格要件（２）について、金融機関は次の（１）～（４）の責務を負う。</p> <p>（１）金融機関は、原則として四半期に１回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者から経営状況等の報告を受けるものとする。</p> <p>（２）金融機関は、中小企業者に対し、当初策定した計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行うものとする。</p> <p>（３）金融機関は、原則として、計画を策定した日の属する事業年度から５事業年度にわたり、年１回中小企業者の事業年度毎に、信用保証協会に対し、中小企業者の本制度の利用状況、計画の実行状況、財務状況並びに金融機関の経営支援状況を電子データで報告しなければならない。</p> <p>（４）金融機関は中小企業者の実行状況を踏まえ、必要に応じて、中小企業者に対し、指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。</p>
取扱期間	令和７年３月１４日～令和１０年３月３１日（保証協会保証申込受付日分）

福岡県 信用保証協会 御中

## 「協調支援型特別保証制度」申込人資格要件申告書兼誓約書

住 所

(申込人) 法人名

代表者名

又は氏名

【誓約事項】 保証料補助（注）の要件を欠く場合、当社（私）が補助相当額を負担することを誓約します。

（注）「協調支援型特別保証制度」を利用する場合、借入金額に対して国から0.11%~0.95%に相当する額が補助されます。  
ただし、条件変更により追加で発生する信用保証料は、全額お客様のご負担となります。

【資格要件】 次の要件（1）または（2）のいずれかに該当すること。

## 要件（1）

確認	項 目								
	<p>・ 申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上（融資期間12か月以上）のプロパー融資※1を受けること。</p> <table border="1"><tr><td>本件申込額【Ⅰ】</td><td>同時実行プロパー融資額【Ⅱ】（融資期間）</td></tr><tr><td>円</td><td>円（ か月 ）</td></tr><tr><td></td><td>同時実行プロパー融資額【Ⅱ】／本件申込額【Ⅰ】</td></tr><tr><td></td><td>% ≥10%</td></tr></table>	本件申込額【Ⅰ】	同時実行プロパー融資額【Ⅱ】（融資期間）	円	円（ か月 ）		同時実行プロパー融資額【Ⅱ】／本件申込額【Ⅰ】		% ≥10%
本件申込額【Ⅰ】	同時実行プロパー融資額【Ⅱ】（融資期間）								
円	円（ か月 ）								
	同時実行プロパー融資額【Ⅱ】／本件申込額【Ⅰ】								
	% ≥10%								

※1 「プロパー融資」とは申込金融機関が信用保証協会の保証を付さないで行う融資のことを指します。

## 要件（2）

確認	項 目
<input type="checkbox"/>	・ 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。

【確認状況記載欄】 本資格要件申告書兼誓約書が申込人の意思に基づいて正しく記載されていることを次の通り確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法	その他詳細	金融機関本支店名・担当者
令和 年 月 日	時 分		( )	

上記申込人が「協調支援型特別保証制度要綱」に規定する申込人資格要件に該当していることを確認しました。

また、要件（1）を適用する場合、上記項目に記載しているプロパー融資について、本保証付き融資と原則同時に実行することを誓約します。

申込金融機関支援方針等（経営行動計画書を踏まえた事業性の評価や今後の支援・取組方針等）※2

※2 要件（2）を適用する場合のみ、記載してください。

金融機関本・支店名

代表者名

計画策定日： 令和 年 月 日

## 【協調支援型特別保証制度】経営行動計画書

## 1. 事業者名等

住所	
法人名	
代表者名	
又は氏名	

【金融機関名】との対話を通して、現状認識及び今後のアクションプランを策定しました。  
今後【金融機関名】との対話を継続し、アクションプランに取組み、進捗の報告を行います。

## 【情報提供の同意】

協調支援型特別保証制度を利用するにあたり、以下に掲げる当社（私）の情報を、以下に掲げる利用目的のために、  
【金融機関名】が保証協会に対して提供すること、及び保証協会が【金融機関名】から提供された情報を経済産業省に対して提供することについて同意いたします。

1. 提供する情報	2. 提供先における利用目的
所在地、資本金、会社設立日、業種、従業員数、申込金融機関、保証申込金額、保証承諾日、保証承諾金額、保証申込時点のプロパー融資有無、本保証付き融資実行後のプロパー融資実行有無、プロパー融資実行時点の本制度残高、金融機関の訪問回数、決算・税務申告及び財務評価に関する情報	政策効果の検証

\* 事業者名は経済産業省に提供されません。  
\* 「プロパー融資」とは申込金融機関が信用保証協会の保証を付さないで行う融資のことを指します。

## 【確認状況記載欄】

本計画書が申込人の意思に基づいて正しく記載されていること及び情報提供の同意について、次の通り確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法（該当する項目にチェック）	金融機関本店名・確認者
令和 年 月 日	時 分	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 対面談 <input type="checkbox"/> オンライン通話 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

## 2. 現状認識(※1)

No.	項目	内容
①	事業概要	
②	外部環境 事業の強み・弱み	
	(課題)	
③	経営状況 財務状況	
	(課題)	

## 3. 財務分析

直近の決算期			
①売上増加率(売上持続性)(%)		④EBITDA有利子負債倍率(健全性)(倍)	
②営業利益率(収益性)(%)		⑤営業運転資本回転期間(効率性)(か月)	
③労働生産性(生産性)(千円)		⑥自己資本比率(安全性)(%)	

\* 表中の財務指標はローカルベンチマークにおける6指標となります。(※2)  
個人事業主の方は①②③のみ記載してください。

## 4. 計画終了時点における将来目標

\* 「2. 現状認識」を踏まえた計画終了時点における事業の具体的な将来目標を記載してください。直近決算の売上高営業利益が赤字の場合は、黒字化に向けた具体的な取組をご記入下さい。

将来目標					
EBITDA 有利子負債倍率	計画1年目	計画2年目	計画3年目	計画4年目	計画5年目
	倍	倍	倍	倍	倍

\* 個人事業主の方はEBITDA有利子負債倍率の記載は不要です。

## 5. 具体的なアクションプラン

\* 「2. 現状認識」の課題（②③のいずれか1つでも可）について取組計画等を記載してください。計画1年目は、計画策定日の属する事業年度となります。  
改善目標指標には、「3. 財務分析」の①～⑥（④を除く）のいずれかの指標を記載し、目標値には同指標の計画年度毎の目標値を記載してください。  
「本資金の活用方法」は取組計画との関連性を中心に記載してください（課題が複数の場合は、いずれか1つの取組計画に係る記載でも可）。

課題	取組計画等	主な取組				
		計画1年目 (計画策定年度) (令和 年 月 期)	計画2年目 (令和 年 月 期)	計画3年目 (令和 年 月 期)	計画4年目 (令和 年 月 期)	計画5年目 (令和 年 月 期)
	取組計画					
	改善目標指標					
	目標値					
	取組計画					
	改善目標指標					
	目標値					
本資金の活用方法 (資金使途、資金効果等)						

## 6. 収支計画及び返済計画

(単位：千円)

	直近決算の状況 (計画策定前) (令和 年 月 期)	計画1年目 (令和 年 月 期)	計画2年目 (令和 年 月 期)	計画3年目 (令和 年 月 期)	計画4年目 (令和 年 月 期)	計画5年目 (令和 年 月 期)
売上高						
営業利益						
税引き後当期純利益						
減価償却費						
借入金返済額						

(本計画書中、別に添付する計画書で代える項目がある場合には項目名をチェックして下さい。)

2. 現状認識  3. 財務分析  4. 計画終了時点における将来目標  5. 具体的なアクションプラン  6. 収支計画及び返済計画

以上

※1 「2. 現状認識」について、「ローカルベンチマーク」における非財務ヒアリングシートを作成している場合には、同シートの提出でも差し支えありません。  
ローカルベンチマークの概要については以下URLまたはQRコードをご参照ください。

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei\\_innovation/sangyokinyu/locaben/](https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/locaben/)

※2 ローカルベンチマークの算出方法及び各指標の意義は以下『6つの財務指標』の通りです。



(参考) 財務分析の視点 ～6つの財務指標～

①売上増加率 【計算式】＝(売上高/前年度売上高)－1 【意義】キャッシュフローの源泉である売上高の増減率を確認することが可能であるとともに、事業者の成長ステージを判断するのに有用な指標です。	②営業利益率 【計算式】＝営業利益/売上高 【意義】本来の収益性を図る重要な指標であり、事業性を評価するための、収益性分析の最も基本的な指標です。
③労働生産性 【計算式】＝営業利益/従業員数 【意義】従業員1人当たりが獲得する営業利益を示すものであり、成長力、競争力等を評価する指標です。	④EBITDA有利子負債倍率 【計算式】＝(借入金－現預金)/(営業利益＋減価償却費) 【意義】(営業利益＋減価償却費)の部分は営業キャッシュフローを簡易的に示すもので、有利子負債と当該営業キャッシュフローを比較しているため、倍率が低いほど返済能力があることを示す指標です。
⑤営業運転資本回転期間 【計算式】＝(売上債権＋棚卸資産－買入債務)/月商 【意義】営業運転資金とは、販売・提供した商品・サービスの売上債権を回収するまでに必要となる資金を示すものです。過去の値と比較することで、売上増減と比べた営業運転資金の増減を計測することができます。回収や支払等の取引条件の変化による必要運転資金の増減を把握するための指標です。	⑥自己資本比率 【計算式】＝純資産/総資産 【意義】総資産のうち、返済義務のない自己資本が占める比率を示し、安全性分析の最も基本的な指標です。